

多摩市多摩都市計画区域における都市計画道路に関する都市計画法第53条
第1項の許可取扱基準

平成28年4月1日

市長決定

改正 令和3年3月4日

(目的)

第1条 この基準は、都市計画道路の区域内における建築物の建築に係る都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第53条第1項に規定する許可について、必要な事項を定めることを目的とする。

(許可基準)

第2条 多摩市長（以下「市長」という。）は、都市計画道路の区域内において、法第54条各号のいずれにも該当しない建築物が、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであるときは、法第53条第1項の許可をすることができる。

- (1) 市街地開発事業（土地区画整理事業、市街地再開発事業など）等の支障にならないこと。
- (2) 階数が3、高さが10m以下であり、かつ、地階を有しないこと。
- (3) 主要構造物が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。
- (4) 建築物が都市計画道路の区域の内外にわたり存することになる場合は、将来において、都市計画道路の区域内に存する部分を分離することができるよう、設計上の配慮をすること。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、南多摩尾根幹線トンネル構造区間の上部における都市計画法第53条第1項の許可に関する運用基準に該当する建築物については、法第53条第1項の許可をすることができる。

(補則)

第3条 この基準に定めるもののほか、法第53条第1項の許可に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年3月4日から施行する。